

医療施設等の災害復旧に関する各種補助金制度について【令和8年9月29日現在】

区分	①医療施設等災害復旧費補助金 ②保健衛生施設等災害復旧費補助金	新たな補助金（名称未定）	くまもと事業者再出発支援補助金
対象	① 医療機関（公的医療機関、政策医療実施機関）、医療関係者養成所施設 等 ② 精神科病院、精神科デイ・ケア施設	未定 <u>（医療法人等が開設する医療機関を想定）</u>	個人開設の診療所、歯科診療所
補助率	①② 公的医療機関：2／3 ① 民間政策医療実施機関：1／2 ② 民間精神科病院：1／2	未定 <u>（補助率最大3／4（中小企業相当の場合）を想定）</u>	3／4
受付期間	① 令和8年10月以降 ※後日通知予定 ② 国へ協議書提出済（※締切済）	未定 （厚生労働省で現在制度設計中）	令和8年10月1日～
申請先 （問い合わせ先）	① 熊本県医療政策課（096-333-2204） ① // 健康づくり推進課（096-333-2208） （歯科分） ② // 障がい者支援課（096-333-2234）	未定 （厚生労働省で現在制度設計中）	くまもと事業者再出発 支援補助金受付センター （熊本県商工振興金融課） 

※くまもと事業者再出発支援補助金に関する問い合わせ番号や詳細な要件については、上記QRコードをご活用ください。

※政策医療：国や地域として特に確保が必要な重要な医療分野（在宅当番医、在宅医療など）。

各種災害復旧補助金の申請を考えている医療機関等の皆様へ

- 既存の「医療施設等災害復旧費補助金」等とは別に、現在、厚生労働省で新たな補助金の制度設計中です。詳細が判明し次第、改めて県から皆様にお知らせします。
- 今後、各種補助金を申請する際に、被災の証明として「被災時の写真(建物、医療機器等)」が必要になりますので、補助金の交付決定前に修繕等を予定されている場合は、必ず修繕前の写真を撮っていただきますようお願いします。